

## 千葉県立千葉高等学校・千葉中学校 学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号、平成28年4月1日改正）第十二条により、千葉県立千葉高等学校・千葉中学校（以下、「本校」という。）のすべての生徒が、安心して学習その他の活動に取り組み、充実した学校生活をおくることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

### 1 基本理念等について

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめ防止等のための基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行うものとする。

#### (3) いじめの防止等に向けての基本姿勢

ア 本校は、あらゆる暴力や暴言を排するとともにいじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの兆候を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を本校全教職員の共通理解とする。

イ 本校及び本校教職員は、生徒の保護者、地域住民、関係機関その他の関係者との連携を図りつつ、本校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

ウ 本校及び本校教職員は、法の遵守といじめ問題への対応にあたり、正確かつ丁寧な説明を行うとともに隠蔽や虚偽の説明、若しくはそのような誤解を招く行為を行ってはならない。

エ 本校教職員は、自らの言動が生徒に大きな影響を与えることを十分に認識し、適切な指導を行うとともに不適切な言動によるいじめの誘発、助長、黙認をすることがないように注意を払う。

オ 本校の生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認められる

ときは、適切に、当該生徒に対して特別指導若しくは学校教育法第十一条の規定に基づき懲戒を加えるものとし、その旨を生徒及び保護者に周知する。

カ 授業や教育活動に対する満足度を高めることにより生徒の自己肯定感を高め、他者を尊重する姿勢を育むとともにコミュニケーション能力を育成する。

キ 勝利至上主義や過度の競争意識がいじめにつながる場合があることを認識し、個を尊重した指導を行う。

ク ボランティア等、生命を尊重し、社会と福祉に貢献するための生徒の自主的な活動を支援する。

## 2 いじめ防止等に関する措置

### (1) 校内組織の設置

いじめ防止等の対策のための組織として、学校に「いじめ対策委員会」を設置する。構成員は次のとおりとする。

委員長 校長

副委員長 中学及び高校副校長

委員 教頭、中学及び高校生徒指導主事、生徒指導部教育相談班長、中学及び高校養護教諭

ア 「いじめ対策委員会」の日常的な業務を行うため、事務局を置く。

#### (ア) 事務局の構成員

事務局長 高校副校長

副事務局長 中学副校長、教頭

事務員 中学及び高校生徒指導主事、生徒指導部教育相談班長、中学及び高校養護教諭

#### (イ) 事務局の業務内容

a 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策）の作成・実行・検証・修正

b いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口

c いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

d 学校のにじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組の推進

e 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む。）

f いじめの疑いに係る情報があったときには速やかに校長に報告する。

#### イ いじめ対策委員会の開催

校長は、いじめの疑いに係る報告を受けた場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を開催しなければならない。同委員会では、いじめの情報の迅速な共有、アンケート

ト調査や面談等による関係生徒への事実関係の聴取を行う。いじめに該当する事実が確認された場合は、被害生徒に対する支援並びに加害生徒に対する指導の方針を決定し、保護者とも連携し、早期解決に努めるものとする。

(2) いじめの未然防止

ア 人権教育、道徳教育、特別活動、情報教育等をとおして多様な価値観を尊重する態度を育み、規範意識を養うとともにインターネット等を通じて行われるいじめについて指導する。なお、指導計画については別途定め、年間行事計画に位置付ける。

イ 行政等の関係機関と連携し、インターネットを通じて行われるいじめを含め、いじめについて生徒及び保護者への啓発を行うとともに教職員研修の充実を図る。

(3) いじめの早期発見

ア いじめ問題はどの学校、どの生徒にも起こり得るとの認識のもと、関連する他のアンケートを含め、学期に1回のアンケートを実施するとともに教育相談、個別面談、昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する等、日常的に状況の把握に努める。

なお、アンケートにあたっては、質問票にインターネットを通じて行われるいじめに関する項目を設けるとともに調査の実施方法については、加害者から被害者への圧力等に十分に留意する。

イ いじめについて相談すること、通報することの重要性について、いじめゼロ宣言の「はなす勇氣」の説明等をとおして指導する。

ウ 相談窓口の周知徹底を図るとともにスクールカウンセラーの活用等、教育相談体制を整備する。

(ア) 生徒がいじめ被害の相談及びいじめに関する情報提供を行えるよう、校内にポストを設置する。

(イ) 校内のいじめ相談窓口 中学及び高校副校長、教頭、中学及び高校生徒指導主事、保健主事、中学及び高校養護教諭、中学及び高校スクールカウンセラー

(ウ) 外部の窓口

a 千葉県子どもと親のサポートセンター 24時間いじめ相談

フリーダイヤル0120-415-446

b 子ども人権110番(法務省)

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

フリーダイヤル0120-007-110

c 24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)

0570-0-78310

d ヤング・テレフォン(千葉県警察少年センター)

月曜～金曜 午前9時30分～午後5時(祝祭日を除く)

フリーダイヤル0120-783-497

e 子ども家庭110番(千葉県中央児童相談所)

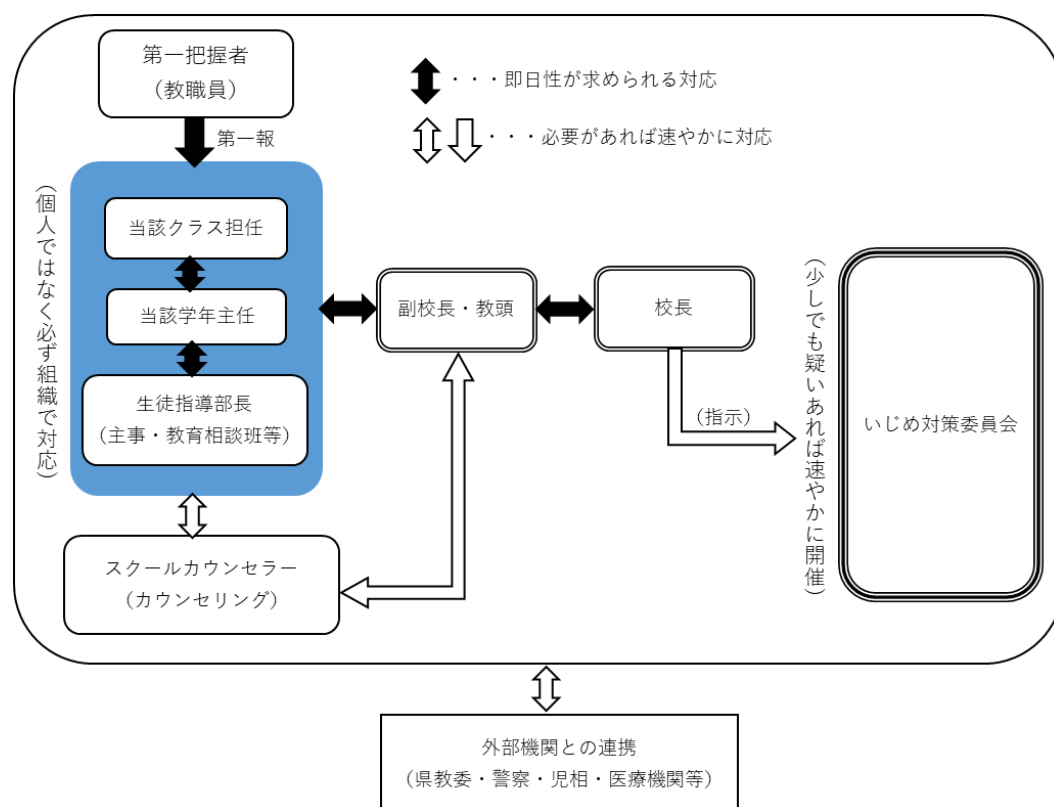
24時間、365日

電話 043-252-1152

- エ ネットパトロール（「青少年ネット被害防止対策事業」）等の関係機関と連携し、インターネットを通じて行われるいじめの把握に努める。
- オ 担任は年3回以上の生徒面談を実施するとともに、必要に応じ保護者面談、家庭への電話連絡及び家庭訪問等により、保護者と情報を共有する。
- カ いじめを受けていると思われる場合の生徒の変化、生徒が家庭で出すサインを保護者に示し、相談に応じるとともに生徒の指導を行う。

(4) いじめに対する措置

- ア いじめが疑われる事案が発生又はその予兆を察知した場合は、速やかに次に示すフローチャートに従い情報を共有し、学校全体で組織として対応する。



- イ 校長は速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。
- ウ 速やかにアンケート、事情聴取、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。  
なお、アンケートの質問票は保存するものとする。
- エ 被害側とされる生徒から事情聴取する際は、その心情に配慮し複数の教員で対応し、正確に記録するとともに手書き・パソコンでまとめたもの等、すべての記録を保存するものとする。
- オ 加害側とされる生徒や周辺の生徒から事情聴取する際は、複数の教員で対応し、正確に記録するとともに手書き・パソコンでまとめたもの等、すべての記録を保存するものとする。  
なお、聴取時間、場所、環境、休憩時間、食事等に配慮し、暴言、威圧等の不適

切な方法をとることのないように留意する。

カ 調査の結果は、直ちに校長へ報告する。

キ 調査結果について、被害側とされる生徒及び保護者へ情報提供を行うとともにいじめの事実が確認された場合は、加害側の生徒及び保護者へいじめの事実を通知する。

ク いじめの事実が確認された場合は、被害生徒の心情に十分に配慮し、以後の被害を生じさせることはなく、徹底して被害生徒を守ることを生徒及び保護者に伝えるとともに、今後の細かな点に配慮した対応について具体的な説明をする。

ケ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、被害生徒のケア（スクールカウンセラーによる対応を含む）、被害生徒が安心して教育を受けるために必要な措置、保護者に対する支援と、加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

なお、それぞれへの対応の詳細については、**別紙**のとおりとする。

コ いじめの事実が確認された場合は、加害生徒が被害生徒及び助けようとした生徒に物理的、精神的な圧力を加えることを防止するため適切な措置をとる。

サ 本校の生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認められるときは、適切に、当該生徒に対して特別指導若しくは学校教育法第十一条の規定に基づき懲戒を加えるものとする。

シ いじめの加害者・被害者だけでなく、「観衆」「傍観者」としての立場にある生徒に対しても適切な指導を行う。

### 3 重大事態への対処

「いじめ対策委員会」において、重大事態に該当すると判断された場合には、事実確認をふまえ、校長は、次のとおり県教育委員会へ報告を行う。

校長→教育総務課危機管理班（第一報）→教育長→知事

[第一報連絡先 企画管理部教育総務課 危機管理班]

043-223-4090

なお、第一報後は、児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室及び関係各課に適宜報告し、指導助言を受けるなど、協力して解決に向け対応する。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

なお、必要があると認められる場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

[千葉中央警察署生活安全課 043-224-0110]

### 4 公表、点検、評価等について

(1) 校長は、本学校いじめ防止基本方針を、本校ホームページで公表する。

(2) 事務局は年度毎にいじめに関する調査・分析を行い、これに基づいた対応をとる。

(3) 事務局は、年度毎にいじめ問題への取組を、保護者、生徒、教職員で評価するとと

もに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

附則 本学校いじめ防止基本方針は、平成26年3月20日公布とする。

平成26年4月1日施行とする。

平成27年1月22日改正

平成31年3月20日改正

令和 4年4月 1日一部改正

令和 6年4月 1日改正

## (別紙)

### いじめを受けている生徒への対応

- 1 必ず守り通すという姿勢を明確に示して安心させ、教職員が相談相手となることを理解させる。
- 2 決して一人で悩まず、友人、保護者、教職員、外部の専門機関等、誰かに相談すべきことを指導する。
- 3 事実関係を正確に把握することが必要であるが、精神的な被害についても的確に把握するとともに事情聴取等の際には生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- 4 加害側の謝罪や双方の和解で問題が解決したという考えを排し、その後も継続的に行動を観察し、心の状態を把握する。
- 5 長所や良い面を見だし、認めるとともにやる気を起こさせ、自信をもたせるよう配慮する。
- 6 必要に応じて、保護者の意向を尊重しつつ緊急避難としての欠席、転校等についても考慮する。

### いじめを受けている生徒の保護者への対応

- 1 いじめの訴えはもとより、些細な相談でも真剣に受け止めて、子どもの話に耳を傾け、我が子を守る姿勢を見せるよう伝える。
- 2 家庭訪問や来校を求めることにより早急に学校側との面談の機会を設ける。保護者の不安・動揺に配慮し、学校として被害生徒を守ることを十分に伝え、誠意をもって対応策について協議する。
- 3 いじめについて学校が把握している情報を正確に伝え、隠蔽や虚偽の説明を行っているとは受け取られないよう注意を払う。
- 4 学校での様子や変化について、こまめに保護者に連絡するとともに学校での面談や家庭訪問を行う等、解決に至るまで継続的に保護者との連携を図る。
- 5 家庭における子どもの様子や変化に注意を払い、気付いたことについて学校に連絡するよう保護者に要請する。
- 6 必要に応じて、緊急避難としての欠席、転校等についても保護者の意向を聞く。

## いじめを行っている生徒への対応

- 1 被害生徒の心理的・肉体的等の苦痛を十分に理解させ、いじめが絶対に許されない行為であることを理解させる。
- 2 直接の加害者だけでなく、周囲のからも詳細に事情聴取し、いじめの実態を正確に把握する。
- 3 集団によるいじめの場合、中心的な人物が見えにくいことがあるので、集団内の力関係に注意しつつ集団の構成員の言動を把握し、一人一人に適切な指導を行う。
- 4 いじめは、特別指導、法に基づく懲戒、重大な場合は犯罪行為として警察への通報の対象であることを認識させる。
- 5 被害生徒に対して謝罪を含め、適切な対応をとる必要性について認識させる。
- 6 加害側の不満や心理状態、置かれた環境等を理解し、学校生活に目的を持たせ、充実感を感じさせ、コミュニケーション力を高め、人間関係を豊かにする指導を継続して行う。
- 7 十分な指導にもかかわらず、いじめ行為が継続し改善されない場合は、特別指導、法に基づく懲戒、重大な場合は犯罪行為として警察への通報等の毅然とした対応をとる。その場合には、立ち直りを図るため適切な指導を行う。

## いじめを行っている生徒の保護者への対応

- 1 いじめの事実を正確に伝え、被害者側の生徒・保護者の心理的・肉体的等の苦痛を十分に認識させる。
- 2 いじめは正当化できないものであり、特別指導、法に基づく懲戒、重大な場合は犯罪行為として警察への通報の対象であることを毅然とした姿勢で示す。
- 3 子どもにいじめの重大性について指導するよう求める。
- 4 子どもが抱えている問題点をきちんと見極め、親子で話し合い、理解を深めるよう指導助言を行う。
- 5 子どもの立ち直りを図るため、子どもとの関わり方や家庭教育の見直しについて保護者・生徒とともに考え、助言を行う。また、必要に応じて外部の専門機関等を紹介する。
- 6 必要に応じて学校側が適切な対応をとり、問題を解決するため被害者・加害者双方が理解しあうよう環境を整える。
- 7 十分な指導にもかかわらず、いじめ行為が継続し改善されない場合は、特別指導、法に基づく懲戒、重大な場合は犯罪行為として警察への通報等の毅然とした対応をとることを認識させる。その場合には、立ち直りを図るため適切な指導を行うことを伝える。